

国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメント規程

(平成24年3月9日制定)

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 リスクマネジメント委員会（第5条～第12条）
- 第3章 リスク対策の実施体制等（第13条～第14条）
- 第4章 危機発生時の体制等（第15条～第20条）
- 第5章 雑則（第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の教育、研究その他の大学運営（以下「大学運営等」という。）に影響を及ぼす又はそのおそれがある様々な事象に、迅速かつ的確に対処するため、本学におけるリスクマネジメント体制及び対処方法等を定めることにより、本学の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 事務局、商学部、大学院商学研究科、附属図書館、言語センター、ビジネス創造センター、保健管理センター、情報処理センター、国際交流センター及び教育開発センターをいう。
- (2) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。
- (3) リスク 将来の不確実性が組織の目標の遂行を妨げる恐れのある影響をいう。
- (4) リスクマネジメント 将来において発生が予想されるリスクであって、大学運営等に影響を及ぼす可能性があるものに対して、事前の評価に基づき、回避、低減、移転及び受容等の措置（以下「リスク対策」という。）をとるための組織的活動をいう。
- (5) 危機 火災、災害、重篤な感染症等の発生やその他の重大な事件又は事故により学生及び教職員の生命若しくは身体又は大学の財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。
- (6) 危機管理 現在発生している又は発生するおそれのある危機であって、大学運営等に重大な影響を及ぼすものに対して、被害及び結果の回避、軽減及び抑制等の措置をとるための組織的活動をいう。

（リスクマネジメントの基本方針）

第3条 本学におけるリスクマネジメントは、人命保護を最優先とし、継続的かつ安定的な業務遂行、信頼性の維持・確保の観点から、実施するものとする。

(学長等の責務)

第4条 本学の役員及び教職員は、国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメントポリシーに定める行動指針に基づき、適切なリスクマネジメントを実施する。

2 学長は、本学におけるリスクマネジメントを統括する。

3 理事（総務・財務担当副学長兼務）は、学長を補佐し、リスクマネジメントに関わる業務を統括する。

4 部局長は、部局におけるリスクマネジメントの責任者として、当該部局におけるリスクマネジメントを推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 教職員は、その職務の遂行にあたり、リスクマネジメントに務めなければならない。

第2章 リスクマネジメント委員会

(委員会の設置)

第5条 本学に、リスクマネジメントに関し必要な事項を審議するため、国立大学法人小樽商科大学リスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) リスクマネジメントの企画、立案に関すること
- (2) リスクマネジメントガイドラインの策定等に関すること
- (3) リスク対策の方針、評価に関すること
- (4) リスク動向の把握、調査に関すること
- (5) リスクマネジメント教育、研修の企画、立案、訓練に関すること
- (6) 危機管理マニュアルの策定等に関すること
- (7) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること
- (8) その他リスクマネジメントに関し必要とする事項

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（総務・財務担当副学長兼務）
- (3) 理事（教育担当副学長兼務）
- (4) 副学長
- (5) 言語センター長
- (6) ビジネス創造センター長
- (7) 保健管理センター所長
- (8) 情報処理センター長
- (9) 国際交流センター長
- (10) 事務局長
- (11) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第8条 前条第11号の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会には委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故があるときは、理事（総務・財務担当副学長兼務）がその職務を代行する。

(議事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第12条 委員会は、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は、委員会が別に定める。

第3章 リスク対策の実施体制等

(リスク対策の実施組織等)

第13条 本学におけるリスク対策の実施組織は、部局とする。

2 部局におけるリスク対策の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) リスクに係る情報の収集、分析に関すること。
- (2) リスクに係る対策の決定、実施に関すること。
- (3) リスクに係る学生、教職員への情報提供に関すること。
- (4) リスクに係る他の部局、委員会との連携に関すること。
- (5) その他リスクへの対応について必要な事項に関すること。

(リスク対策の実施等)

第14条 部局長は、委員会が策定するリスク対策の方針に基づき、リスク対策を実施する。

2 部局長は、リスク対策の実施結果を委員会に報告する。

第4章 危機発生時の体制等

(危機に関する通報等)

- 第15条 教職員は、緊急に対処すべき危機が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、部局長に通報するものとする。
- 2 部局長は、前項の通報を受け又は自ら危機を察知したときは、当該危機の状況を確認の上、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 学長は、前項の通報を受けたときは、当該危機の対処方針等を部局長と協議し、決定するものとする。

(対策本部の設置)

- 第16条 学長は、危機の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該危機に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
 - 3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - 4 副本部長は、理事（総務・財務担当副学長兼務）をもって充て、本部長を補佐する。
 - 5 本部員は、部局長及び教職員をもって充て、対策本部の業務を処理する。
 - 6 対策本部の事務は総務課が主管し、理事（総務・財務担当副学長兼務）の指名する関係部局等の教職員が参画する。
 - 7 対策本部は、学長が危機の終息の宣言を行ったときに解散する。

(対策本部の権限)

- 第17条 対策本部は、本部長の指揮の下に、危機に迅速に対処しなければならない。
- 2 教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
 - 3 対策本部は、その事案処理に当たり、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び関係委員会等（以下「役員会等」という。）の審議を含め、本学の諸規程等により必要とされる手続を省略することができる。
 - 4 前項の場合、対策本部は、事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

(対策本部の業務)

- 第18条 対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 危機に係る情報の収集、分析に関すること。
 - (2) 危機に係る必要な対策の決定、実施に関すること。
 - (3) 危機に係る学生及び教職員、必要に応じて近隣住民等への情報提供に関すること。
 - (4) 危機に関する関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 危機に関する報道機関への情報提供に関すること。
 - (6) 危機に係る部局と対策本部の連携に関すること。
 - (7) その他危機への対応について必要な事項に関すること。

(部局における危機への対処等)

- 第19条 部局長は、当該部局のみに係る危機であって当該部局限りで対処することが適切と判断する危機については、その内容、対処方針、対処状況等を学長に報告し、了解

を得るものとする。この場合において、学長は当該部局長の判断にかかわらず対策本部を設置し全学的に対処することができる。

- 2 部局長は、当該部局のみに係る危機であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

(学長が不在の場合の措置)

第20条 学長が不在の場合は、理事（総務・財務担当副学長兼務）又は学長が予め指名する者が、この規程に基づき、危機に対処するものとする。

第5章 雑則

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、リスクマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年3月9日から施行する。
- 2 この規程施行の際、第7条第11号の規定に基づいて選出された最初の委員である者の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 国立大学法人小樽商科大学危機管理規程は、廃止する。